

議案第八五号

三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部を改正する条例について

三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十四年十二月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十四年十二月二十五日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部を改正する条例

三朝町基本財産林造成事業に関する条例（昭和二十九年三朝町条例第四九号）の

一部を次のように改正する。

第四条第一項の次に次の項を加える。

又収益分収の割合は分収造林特別措置法（昭和三十三年四月十五日法律第五十七号）

の示す標準による。

附 則

この条例は公布の日から施行する。